

私立保育園及び認定こども園の設置等について

1 私立保育園の設置について

| | 設置者名 | 名称(仮称) | 定員 |
|---|--------------|-----------|-----|
| 1 | 社会福祉法人森田福祉会 | 千寿たんぼぼ保育園 | 100 |
| 2 | 社会福祉法人ゆきんこの会 | ゆきんこ森田保育園 | 100 |
| 3 | 社会福祉法人中藤福祉会 | 中藤東保育園 | 130 |
| 4 | 社会福祉法人竹伸会 | 清水保育園 | 180 |

2 私立保育園の定員増（20名超）について

| | 設置者名 | 名称 | 定員 |
|---|-------------|-----------|-----|
| 1 | 社会福祉法人六条厚生会 | やわらぎ木田保育園 | 120 |

(参考) 20名以内の定員増を行う施設（認定こども園への移行施設を除く）

- ①ひまわり保育園、②八幡保育園、③めいりん保育園、④若草保育園、⑤ゆりかご保育園、
⑥文京保育園、⑦岡保保育園、⑧日光保育園、⑨三心えんざん保育園、⑩木の実保育園

3 幼保連携型認定こども園の設置について

(1) 幼保連携型認定こども園から移行する施設（みなし幼保連携型認定こども園）

| | 設置者名 | 名称 | 定員 |
|---|------------|---------------|-----|
| 1 | 学校法人清行学園 | 昭和認定こども園昭和幼稚園 | 160 |
| 2 | 学校法人福井佼成学園 | 認定こども園福井佼成幼稚園 | 250 |
| 3 | 学校法人心月学園 | みどりこども園 | 160 |
| 4 | 学校法人梅園学園 | 認定こども園梅園幼稚園 | 270 |
| 5 | 学校法人福井栄冠学園 | 認定こども園栄冠幼稚園 | 95 |

※ 上記のうち、昭和幼稚園、佼成幼稚園、栄冠幼稚園は現行の定員を減員しています。
みどりこども園及び梅園幼稚園は現行の定員と同数です。

(2) 幼稚園から移行する施設

| | 設置者名 | 名称(仮称) | 定員 |
|---|----------|--------------|-----|
| 1 | 学校法人華蔵学園 | 認定こども園新田塚幼稚園 | 335 |

(3) 保育園から移行する施設

| | 設置者名 | 名称(仮称) | 定員 |
|----|--------------|-----------------|-----|
| 1 | 社会福祉法人泉通寺福祉会 | いずみこども園 | 120 |
| 2 | 社会福祉法人めぐみ保育園 | めぐみこども園 | 166 |
| 3 | 社会福祉法人育幼福祉会 | 幼保連携型認定こども園あさかぜ | 150 |
| 4 | 社会福祉法人清泉会 | 認定こども園エンゼル保育園 | 120 |
| 5 | 社会福祉法人竹里保育園 | 幼保連携型認定こども園竹里 | 135 |
| 6 | 社会福祉法人青い鳥福祉会 | 青い鳥こども園 | 45 |
| 7 | 社会福祉法人さくら保育園 | さくら認定こども園 | 145 |
| 8 | 社会福祉法人青い鳥福祉会 | エールこども園 | 30 |
| 9 | 社会福祉法人育幼福祉会 | 幼保連携型認定こども園三谷館 | 76 |
| 10 | 社会福祉法人足羽福祉会 | 足羽東こども園 | 120 |

《幼保連携型認定こども園の認可基準》

| 施設の設置パターン | 考え方 | 主な基準 |
|------------------|--|---|
| 新設 | <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園または保育園の高い水準を引き継ぐ | <p>＜学級編成・職員配置基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1人配置 職員配置基準は4・5歳児30:1、3歳児20:1、1・2歳児6:1、乳児3:1 <p>＜園長等の資格＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 上記と同等の資質を有する者 <p>＜園舎・保育室等の面積＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準(1学級:180㎡、2学級以上:320㎡+100㎡×(学級数-2)) 居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>＜園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 園庭は同一敷地内または隣接地に設置し、面積は①と②の合計 ① 満2歳の子どものために保育所基準(3.3㎡/人) ② 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級未満:300㎡+30㎡×(学級数-1)、3学級以上:400㎡+80㎡×(学級数-3))と保育所基準のいずれか大きい方 <p>＜食事の提供、調理室の設置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供範囲は、保育認定受ける2号・3号認定子ども(1号認定子どもへの提供は園の判断) 原則自園調理(満3歳以上は現行の保育園と同じ要件により外部搬入可) |
| 幼保連携型認定こども園からの移行 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける | <ul style="list-style-type: none"> 職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準)によることを認める 設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設置基準によることを認める(学級編成、運営などについては、新設と同じ基準) |
| 幼稚園・保育園からの移行 | <ul style="list-style-type: none"> 適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として「設備」に関して移行特例を設ける 施行後10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する | <p>＜園舎面積＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園からの移行 ▶ 幼稚園基準(1学級:180㎡、2学級以上:320㎡+100㎡(学級数-2)) 保育園からの移行 ▶ 保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可 <p>＜園庭の設置・面積＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園からの移行 ▶ 幼稚園基準(3学級未満:300㎡+30㎡×(学級数-1)、3学級以上:400㎡+80㎡×(学級数-3))で可 保育園からの移行 ▶ 保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可 <p>＜園庭の設置・面積(代替地・屋上)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地、屋上の算入可 |